

## 大村藩における明治初期の藩制改革

長野 暹

### 史料1 木戸孝允の三条実美と岩倉具視に建白書（明治元年2月）

慎みて建言奉り候。情今日の形勢を惟るに、去歳徳川慶喜政権返上を請願奉り、朝廷これを許可したまへり。続いてその土地人民を還納せしむ。然して彼速やかに奉命せざるのみならず、終に政権返上の請願に戻り、剩兵を携え押而上京を企て、一敗地に塗れ、以而今日の争乱を生ず。固より迅速にその巢窟を衝き、天下の大典を糺ざる有べからず。然り而して抑一新の政たる、無偏無私、内は普く才能を登庸し、専ら億兆を安撫し、外は世界各国と併立し、以って邦家を富嶽の安きに置くに在。

就いては至正至公の心をもって、七百年來の積弊を一変し、三百諸侯をして、挙げてその土地人民を還納せしむべし。然らずんば一新の名義いづくに在るを知らず。実に天下の大勢元龜天正の時に在らず。慎みてひそかに朝廷及び諸藩の情勢を察するに、只わずかに兵力の強弱のみを各自相窺ひ、朝廷は自ら薩長に傾き、薩長はまたその兵隊に傾き、諸藩また概ねかくの如き類ひ、真に尾大の弊を免るる能はずして、真権の帰着する所、決して未可認。況や大いに前途の大勢を顧みるに億兆の安撫哉。

思ふに東國の争乱もその兵卒を収むる久しく在らず。各藩の兵隊各藩に就いて、区々基本を固め、区々政刑を施すときは、その害再び決して抜くべからず。朝廷勉めて一新の名義をもって、その実を協さざる不可有。然らずんば国家億兆の大不幸、前日の比にあらず。もし大令一発、諸藩忽に紛擾を生じ、大条理乱るる如くに於いては、実に天運の真に回らざるものにして、人事の能う所に在らず。誓って至正至公の心をもって、糺さざるときは、何れの日にか貫通せざるを得ん。速やかに御英断在らせられたく、満願の至りに堪えず。 誠恐誠惶。 頓首敬白。

### 史料2 版籍奉還

大政一新府藩県一致之御趣意を以藩治職制改革之儀も從朝廷被仰出候ニ付而者従來之制相廢し新職掌を設け役儀申付ニおいては己之措て他を議するなく当役を専務ニ相心得勉強実 行を遂げ候ハ勿論忝敬礼節を旨とし藩内之風儀彌厚ニ趣き上下各其業ニ安し政体を不失様有 之度我等之心事厚く体認致し一同無懈怠可相手勤もの也。

明治二巳年十一月

純熙

藩中へ

### 史料3 藩治職制

大政一新府藩県一致之御趣意を以藩治職制改革之儀も從朝廷被仰出候ニ付而者従來之制相廢し新職掌を設け役儀申付ニおいては己之措て他を議するなく当役を専務ニ相心得勉強実 行を遂げ候ハ勿論忝敬礼節を旨とし藩内之風儀彌厚ニ趣き上下各其業ニ安し政体を不失様有之度我等之心事厚く体認致し一同無懈怠可相手勤もの也

明治二巳年十一月

純熙

藩中

### 史料4 藩制改革要綱

先般封土返上之後、職録制共改正すへき旨朝命有之、職制之儀者去冬先ニ改革候処一同其 意を体し奉職聊無懈怠取深令満足候、給禄之儀者元采廩米采地之別も有之先祖以來何れも功 勞ニよって賞与し或ハ自己之力を尽開墾する処も不少尠（中略）大政維新之際ニ当り臣子之分私情を以公道闕

べからず断然適宜之制を定めて従前之禄惣而引上ケ新ニ廩米本石として令給与 候条厚く朝旨奉  
体し向後益分限ヲ守り忠勤を励ニおいては一藩之面目のみならず実ニ皇室之至慶也

明治三年庚二月

純熙

藩中へ

### 史料5 版籍奉還の上表（明治2年1月）

臣某等、頓首再拝、謹みて案ずるに、朝廷1日も失ふ可らざるものは、大体なり。1日も仮す可らざるものは、大権なり。天祖肇て国を開き、基を建たまひしより、皇統一系、万世無窮、普天率土、其の有に非ざるはなく、其の臣に非ざるはなし、是大体とす。与へ、且奪ひ、爵禄以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も私に攘むこと能はず、是れ大権とす。

在昔朝廷海内を統馭する一にこれにより、聖躬之を親らす。故に名実並び立ちて、天下無事なり。中葉以降、綱維一たび弛び、権を弄し、柄を争ふ者、踵を朝廷に接し、その民を私し、その土を攘むもの、天下に半し、遂に搏噬攘奪の勢成り、朝廷守る所の体なく、とる所の権なくして、是れを制馭すること能はず。姦雄たがひに乗じ、弱の肉は強の食となり、その大なる者は十数州を併せ、その小なる者は猶土を養ふ数千。所謂幕府なる者の如きは、土地人民擅その私する所に分ち、以てその勢権を扶植す。是においてか、朝廷徒に虚器を擁し、その視息を窺ひて、喜戚をなすに至る。横流の極み、滔天回らざるもの、茲に六百有余年。

然れどもその間往々天子の名爵を假りて、その土地人民を私するの跡を蔽う。これ固より君臣の大義上下の名分、万古不拔のもの有に由なり。

方今大政新たに復し、万機これを親らす。実に千載の一機、その名あって、その実なかる可らず。その実を挙るは大義を明らかにし、名分を正すより先なるはなし。さきに徳川氏の起る、古家旧族天下に半ばす。依って家を興すもの、また多し。而してその土地人民これを朝廷に受ると否とを問はず、因襲の久しきを以て今日に至る。世或いはおもへらく是祖先鋒鏑の経始する所と。ああ何ぞ兵を擁して官庫に入り、その貨を奪ひ、是死を犯して獲所のものと云うに異ならんや。庫に入るものは、人その賊たるを知る。土地人民を攘奪するに至っては、天下これを怪しまず、甚だしきかな名義の紊壊すること。

今也丕新の治を求む。宜しく大体の在る所、大権の繋がる所、毫も假べからず。抑臣等居る所は、即ち天子の土。臣等牧する所は、即ち天子の民なり。安んぞ私有すべけんや。今慎みてその版籍を収めて之を上る。願くは、朝廷その宜しきに処し、その与ふ可きは之を与へ、その奪ふ可きはこれを奪ひ、凡列藩の封土、さらに宜しく勅命を下し、これを改め定むべし。而して制度・典型・軍旅の政より、戎服・器械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事、大小となく皆一に帰せしむべし。然る後に名実相得、始て海外各国と並び立つべし。是れ朝廷今日の急務にして、また臣下の責なり。故に臣某等、不肖謏劣を顧みず、敢て鄙衷を献ず。天日の明、幸に照臨を賜へ。 臣某等誠恐誠惶 頓首再拝以表。

毛利宰相中将

島津少将

鍋島少将

山内少将

用語解説： 普天率土 — 天のおおうかぎり、地のつづくかぎり。 爵禄 — 爵位と俸禄。

海内 — 国内、天下。 聖躬 — 天子の御身、玉体。 綱維 — 国家の法律。 虚器 — 名ばかりの地位。

滔天 — 天をしのぐこと、勢いの激しいこと。 方今 — ただ今。 鋒鏑 — ほこ先とやじり、武器。

経始 — 物事をし始めること。 戎服 — 軍服。 器械 — 道具、武器。

謏劣 — 才能が浅くて劣っていること。 鄙衷 — 鄙は謙遜語、衷は真心。 照臨 — 君主が国土、人民を統治すること。

表1 役局の変化（請役所）

新役局	藩政期役局
請役所	
学務所	文武館
郡台所	郡代部屋
財用所	元口所
軍務局	砲学場
刑罰所	御役場
内務所	御火焼く間

表2 役局の変化（諸局）

新役局	藩政期役局
諸局	
学務所管轄 議事局	文武館
郡台所管轄 社寺局	道中部屋
郡台所管轄 市井局	町役所
郡台所管轄 山林局	山内部屋
郡台所管轄 境方	当時自宅
財用所管轄 計樹局	樹庭所
財用所管轄 営繕局	御普請方
財用所管轄 海軍局	御船方
財用所管轄 出納局	元卜所
内務所管轄 内斗方詰所	御台所
軍務所管轄 造兵局	砲学場

表3 役名

役名	旧役名
御境役	御境奉行
御境方	御境方付役
御境方下役	諸村御境方
料理人取締方	料理人頭
財用所書方	元締筆者
御漁場取締	御漁場目付
齧嶽方下役	出納方
捕亡方下役	盜賊方下役
津留方	津留目付
作場見廻方	作奉行
道橋見廻方	道奉行
炮方	炮目付
真珠見繕方	真珠目付
石炭鋳方	石炭鋳目付

表4 藩職制の変化	
明治元年4月10日(改革以前)	
独 礼	両家 家老 城代 大留守居 両家嫡子 中老 家老嫡子 元卜役 用人 江戸聞番 江戸元卜役 城代嫡子 大留守居嫡子 旗奉行 作事奉行 持筒者頭 側筒者頭 宗門奉行 先手者頭 脇備者頭 後機者頭 後機大砲者頭 近用番頭 長崎聞番 寺社奉行 大目付 旗本長柄奉行 使番 郡奉行 勘定奉行 徒士頭 中小姓支配 船奉行 町奉行 大坂聞番
二 人 礼	取次役 後機侍支配 侍鉄砲支配 大筒支配 先手長柄奉行 後機長柄奉行 出納役 山奉行 外海押役 福田在番 瀬戸在番 崎戸在番 寄松在番 平島在番 惣馬廻 馬廻以上嫡子 医者 医者嫡子
三 人 又 ハ 五 人 礼	書簡奉行 内用方 大納戸 徒士組頭 吟味役 元締方吟味役 勘定方吟味役 小姓 中小姓目付 台所頭 勘定組頭 先年目付取次役 脇備目付取次役 長崎在役 組附旗警護 旗与力、町与力 侍鉄砲支配 脇備長柄 船手組頭 諸手与力 後機長柄組頭 船手組頭 殿弓鉄包支配 殿長柄支配 代官 新地代官 近習給人 城下給人 茶道徒士目付 古徒士 国徒士 新徒士 諸村給人 坊主組頭 城大給嫡子 諸村給人嫡子 道具附 料理人頭 惣船頭 家大工棟梁 船大工棟梁 料理人船頭 坊主 両家陪臣 家老陪臣 小給 旗組足輕 鉄砲足輕 長柄ノ者足輕小頭 台所人 馬屋別当定ノ者 長柄ノ者 馬屋ノ者 大筒ノ者
明治2年11月11日改革	
一等	大参事
二等	権大参事 大隊長
三等	大監察 学務少参事 郡治少参事 財用少参事 軍務小参事 刑断少参事 公用人 家令 副隊長佐隊長
四等	大監察佐 学務権少参事 郡治権少参事 財用権少参事 軍務権少参事 刑断権少参事 議事司 小隊長 家扶
五等	社寺司 計勘司 市井司 營繕司 山林司 海運司 造兵司 小隊軍監 出納司 議事司佐
六等	器械司 兵糧司 学務所取締役 軍務取締役 半隊司令 分隊司令 家徒 寄船財番 平島在番 惣馬廻 惣馬廻 惣馬廻嫡子 医者 医者嫡子
七等	小監察 書記 旗司 財用方吟味役 計勘方吟味役 郡治方 鞫獄方 捕亡方 軍記役
八等	書夫 内計方 小姓 嚮導 砲車役 器械役 兵糧役 与力 旗与力 大砲照準役 馬役 社寺方 計勘方 市井方 營繕司 海運方 造兵方 境方 知政堂筆者 足輕取締方 城下給人 絵師 徒士 諸給人 城下給人嫡子 料理人取締方
	茶道
九等	諸村給人嫡子 家大工棟梁 船大工棟梁 鍛冶取締方 鑄物師取締方 料理人 船頭 小給
等外	鉄砲足輕 足輕小頭 台所人 馬屋別当 定之者 惣足輕 馬屋ノ者
明治3年11月15日改革	
一等	大参事 大隊司令

二等	権大参事
三等	少参事 中隊司令
四等	大属 諸学校教授 副官 砲隊副官 小隊司令 輜重役
五等	権大属 諸術教授 砲隊分隊司令 半隊司令 護砲小隊司令 器械司
六等	諸学校助教 一等押伍 器械役
七等	権少属 家扶 諸術助教 二等押伍
八等	史生 庁掌 家徒 訓導 司庁
九等	一等使部 一等家丁 二等使部 二等家丁 三等使部 三等家丁 非役
等外	ナシ

註、「台山公勤王録附録 第三」より作成

## 史料6 禄制改革

一家格ヲ定テ三等トス

上士 旧馬廻、同格医者

中士 旧城下給人、絵師、村給人

下士 旧小給

右士族ト称ス

一新ニ禄ヲ制シテ十五等トナン家禄ニ応ジテ家米ヲ給ス

給禄ハ廩米本石ヲ以テ定ム

表5 卒族禄高

士格	等級	石高	家来
上士	1等	70石	50戸
	2等	60石	42戸
	3等	47石	40戸
	4等	35石	35戸
	5等	27石	30戸
	6等	20石	25戸
中士	7等	14石	20戸
	8等	11石	18戸
	9等	9石	17戸
	10等	8石	5戸
	11等	6石	5戸
	12等	5石	5戸
下士	13等	3石	
	14等	2石	
	15等	1石	

註『台山公勤王録』より作成

表6 等級禄高

等給	扶持米
1等	6俵
2等	4俵
3等	2俵
4等	1俵

註「大公勤王録」